

様式第4号（第11条関係）

基建第757号
平成28年9月5日

第9区長

内山 正光 様

基山町長 松田 一也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成28年8月17日付けで提案がありました、町道才の上1号線のカーブミラー設置要望箇所につきましては、カーブ区間に加え斜面及び植栽により見通しが悪いため対向車の認識が遅くなる状況でした。また、コミュニティバスが離合の際に、バックできず離合できない状況でもありますので、平成28年度中にカーブミラーの設置を行ないます。

2 取扱いの理由

交通安全施設については、他の要望箇所と調整し、町内の危険な箇所から工事を進めているためです。